

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案							現 行								
別表							別表								
選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人	選挙の別	選挙長等	選挙長	開票管理者	投票管理者	選挙立会人	開票立会人	投票立会人
国が管理する選挙及び投票			17,000円	20,000円 (期日前投票の場合は、 <u>18,000円</u>)		14,000円	16,000円 (期日前投票の場合は、 <u>14,000円</u>)	国が管理する選挙及び投票			[同左]	17,000円 (期日前投票の場合は、 <u>15,000円</u>)		[同左]	14,000円 (期日前投票の場合は、 <u>12,000円</u>)
都が管理する選挙及び投票			17,000円	20,000円 (期日前投票の場合は、 <u>18,000円</u>)		14,000円	16,000円 (期日前投票の場合は、 <u>14,000円</u>)	都が管理する選挙及び投票			[同左]	17,000円 (期日前投票の場合は、 <u>15,000円</u>)		[同左]	14,000円 (期日前投票の場合は、 <u>12,000円</u>)
区が管理する選挙及び投票		17,000円	17,000円	20,000円 (期日前投票の場合は、 <u>18,000円</u>)	14,000円	14,000円	16,000円 (期日前投票の場合は、 <u>14,000円</u>)	区が管理する選挙及び投票		[同左]	[同左]	17,000円 (期日前投票の場合は、 <u>15,000円</u>)	[同左]	[同左]	14,000円 (期日前投票の場合は、 <u>12,000円</u>)
備考							備考								
1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、 <u>10,000円</u> （期日前投票の場合は、 <u>9,000円</u> ）とする。							1 投票管理者の職務時間が投票時間の2分の1である場合の報酬の額は、 <u>9,500円</u> （期日前投票の場合は、 <u>8,500円</u> ）とする。								
2 [略]							2 [略]								
3 <u>投票所及び期日前投票所における投票管理者又は投票所における投票立会人のうち、投票箱を開票管理者等へ送致するものの報酬の額は、この表に定める額に2,000円を加えた額とする。</u>							[新設]								

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。